



岩国労働基準監督署管内の労働災害発生状況（速報値）

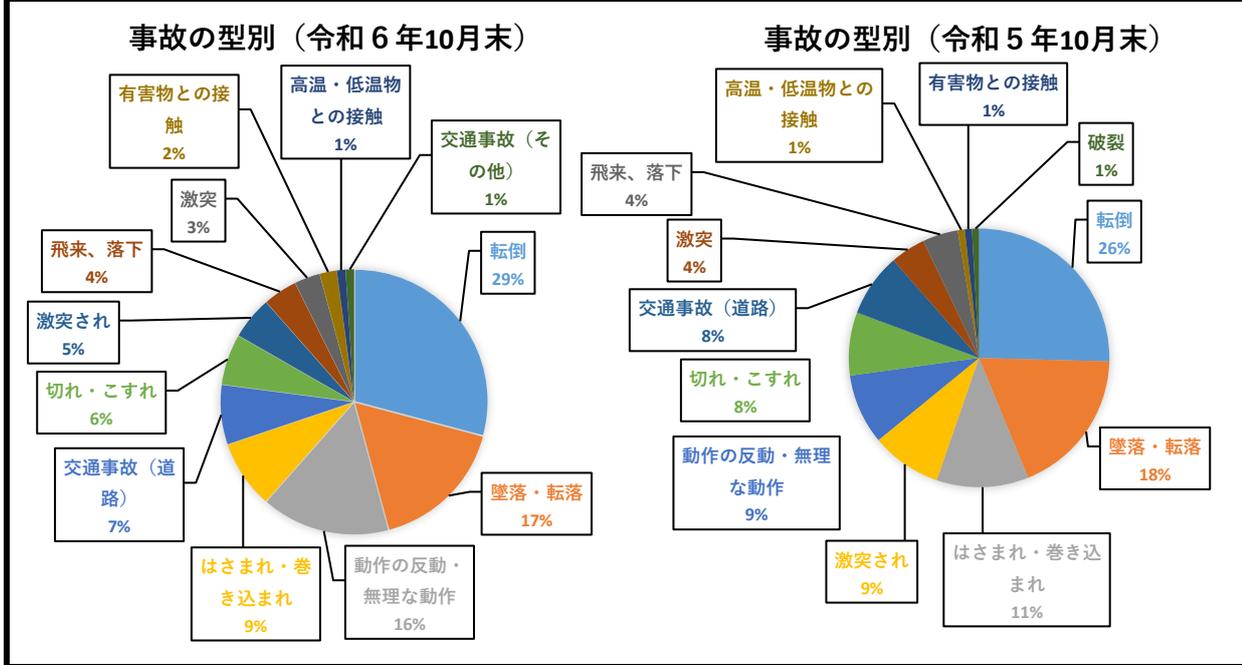
厚生労働省

令和6年10月末現在

業種別	令和6年		令和5年		対前年比	
	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率
全産業合計	2	97	1	114	-17	-14.9%
製造業小計	0	17	1	20	-3	-15.0%
食料品製造業	0	4	0	7	-3	-42.9%
繊維工業	0	0	0	0	0	±0
衣服その他の繊維業	0	0	0	0	0	±0
木材・木製品製造業	0	2	0	2	0	±0
家具・装備品製造業	0	0	0	0	0	±0
パルプ・紙・加工品製造業	0	1	0	0	1	+∞
印刷製本業	0	0	0	0	0	±0
化学工業	0	4	0	4	0	±0
窯業・土石製品製造業	0	0	0	3	-3	-100.0%
鉄鋼業	0	0	0	0	0	±0
非鉄金属製造業	0	0	0	0	0	±0
金属製品製造業	0	2	0	1	1	+100.0%
一般機械器具製造業	0	2	1	3	-1	-33.3%
電気機械器具製造業	0	0	0	0	0	±0
輸送用機械器具製造業	0	0	0	0	0	±0
電気・ガス・水道業	0	0	0	0	0	±0
その他の製造業	0	2	0	0	2	+∞
鉱業小計	0	0	0	0	0	±0
建設業小計	1	9	0	24	-15	-62.5%
土木工事業	1	4	0	7	-3	-42.9%
建築工事業	0	4	0	7	-3	-42.9%
木造家屋建築工事業	0	0	0	1	-1	-100.0%
その他の建設業	0	1	0	10	-9	-90.0%
運輸交通業小計	1	7	0	6	1	+16.7%
鉄道・軌道・水運・航空業	0	2	0	0	2	+∞
道路旅客運送業	0	1	0	1	0	±0
道路貨物運送業	1	4	0	5	-1	-20.0%
上記以外の運輸交通業	0	0	0	0	0	±0
貨物取扱業小計	0	0	0	0	0	±0
陸上貨物	0	0	0	0	0	±0
港湾運送業	0	0	0	0	0	±0
農林業小計	0	4	0	2	2	+100.0%
農業	0	1	0	0	1	+∞
林業	0	3	0	2	1	+50.0%
畜産・水産業小計	0	0	0	0	0	±0
第3次産業小計	0	60	0	62	-2	-3.2%
商業小計	0	16	0	23	-7	-30.4%
卸売業	0	4	0	5	-1	-20.0%
小売業	0	8	0	17	-9	-52.9%
その他の商業	0	4	0	0	4	+∞
金融広告業	0	1	0	0	1	+∞
映画・演劇業	0	0	0	0	0	±0
通信業	0	3	0	3	0	±0
教育・研究業	0	3	0	0	3	+∞
保健衛生業小計	0	16	0	13	3	+23.1%
社会福祉施設	0	9	0	8	1	+12.5%
接客娯楽業	0	7	0	9	-2	-22.2%
清掃・と畜業	0	5	0	5	0	±0
官公署	0	4	0	7	-3	-42.9%
その他の事業	0	5	0	2	3	+150.0%

※1 新型コロナウイルス感染症への罹患を除く。 ※2 死傷者数は休業4日以上のもの。

事故の型別トップ3	令和6年度		令和5年度		対前年比	
	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率
1 転倒災害	0	28	0	29	-1	-3.4%
2 墜落・転落災害	0	16	0	21	-5	-23.8%
3 動作の反動・無理な動作	0	15	0	10	5	+50.0%
(参考)新型コロナウイルス感染	0	0	0	83	-83	-100.0%



お知らせ

1 車両系荷役運搬機械、車両系建設機械との接触災害の防止について

令和6年10月、当署管内の工事現場において、作業員が後退してきたダンプトラックとドラグショベルのバケットとの間にはさまれ、死亡するという労働災害が発生しました。

接触の防止の措置としては、**単に立入禁止の指示を周知徹底させることでは足りません。**

①ロープ等で立入禁止箇所をしゃ断する、②立入禁止の標示をする、③監視者の配置を行う等、**物理的な措置まで講じる必要があります。**

車両系荷役運搬機械及び車両系建設機械を使用する事業場におかれましては、今一度、上記の物理的な接触災害防止の措置について、対策を講じてください。

また、**来年4月1日から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、法改正も予定されている**ため、下記リーフレットについても、ご確認をお願いします。

1. 2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について

2 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスについて

令和7年1月1日より、労働者死傷病報告のほか、以下の報告について**電子申請が義務化**されます。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

以下の厚生労働省HPに掲載のリーフレットを参考に、電子申請のご準備をお願いします。

1. 厚生労働省HP 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます